

令和7年8月公開分以降、  
振込額の一部帳票（ご指定いただいた帳票）についてはパスワードを設定の上、  
提供が可能となります。

オンライン請求医療機関に対する帳票の送付を廃止したことにより、管理者向け帳票についても管理者以外が閲覧可能となっておりますので、ご指定いただいた帳票に対してパスワードを設定し、管理者のみが閲覧可能となる対応を行います。

◆パスワード設定が**必要**  
（設定した帳票は、管理者のみ閲覧可）

- ✓ 保険医療機関等が所在する国保連合会への依頼が必要です。
- ✓ 依頼にあたりましては、以下のご調整が必要となります。
  - ・管理者のみ閲覧可とする対象帳票の指定
  - ・パスワードの設定
- ✓ ご指定いただいた帳票以外は、これまで通り閲覧できる状態で提供いたします。
- ✓ 依頼方法の詳細
  - ・申請書を送付いたしますので、下記宛先までご連絡いただきますようお願いいたします。

連絡先：京都府国民健康保険団体連合会  
情報管理課情報管理係  
T E L : 075-354-9020

〈パスワード設定対象帳票〉

- ①診療報酬支払額決定通知書内訳書. PDF
- ②当座口振込通知書. PDF
- ③年間支払調書. PDF

◆パスワード設定が**不要**（全帳票閲覧可）

- ✓ 国保連合会への**ご連絡（調整）は不要**です。
- ✓ これまで通り、全帳票が閲覧できる状態で提供いたします。